# 観光施設財団抵当法第二条の観光施設を定める政令 （昭和四十三年政令第三百二十二号）

観光施設財団抵当法第二条の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

* 一  
  遊園地
* 二  
  動物園
* 三  
  水族館
* 四  
  植物園その他の園地
* 五  
  展望施設（索道が設けられているものに限る。）
* 六  
  スキー場（索道が設けられているものに限る。）
* 七  
  アイススケート場（冷凍設備が設けられているものに限る。）
* 八  
  水泳場（水質浄化設備が設けられているものに限る。）

# 附　則

この政令は、観光施設財団抵当法の施行の日（昭和四十三年十二月一日）から施行する。